# 「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」

点検日 令和2年12月25日

## 1. 輸送の安全管理に関する考え方と計画

	自己点検チェックポイント	判定	特記事項
1	代表者は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を 作っているか。	0	旧国鉄から継承されているJRグループの安全綱領こそが、公共交通事業者が遵守すべき方針という考えであり、準用して会社の安全方針としている。
2	代表者は、安全方針を社内周知しているか。	0	点呼室掲示板に掲載、周知を行っている
3	代表者又は安全統括責任者は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全目標を作っているか。	Δ	自動車事故報告規則第2条に該当する重大事故ゼロ、有責交通事故10件以下の数値目標を公表。法令名を冠する表記、及び内訳について、わかり易い表記方法に改定するように、見直し検討した方が良いかと思われる。
4	安全運行に努め、安全目標を達成したか。	×	交通事故は13件で前年の8件より増加しており、目標も達成出来なかったうえ、人身事故が1件・対物事故1件と運転による重大事故が計2件発生した。人身は骨折の重傷者が1名、対物に関しては、車両大破(501号車)により走行不能の状態になった。また、縁石・ガードレール・車庫内の器物等の接触事故は増加した。特に車庫内事故を防止したい。車内事故は3件と前年より減少である。内容としては、転倒1・扉事故2である。
5	代表者は、重大事故が発生した場合の対応方法 を決めているか。	0	発生時対応マニュアルを定め、運行管理室 に張り出されている。運転士から事故発生 の連絡を受けた場合、運行管理者が運転士 に指示を出している。
6	代表者は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置等を行っているか。		ドライブレコーダーの全車両への搭載、デジタルタコグラフデータの記録保存、危険予知トレーニング教材の備付け等、設備の新設、更新、整備が進められている。人員配置基準(乗合39台以下は1名40台以上は40台ごとに1名追加)を満たしている。
7	安全統括責任者は、安全方針を社内周知してい るか。	0	代表者が兼務。点呼室掲示での周知方法で 執り行っている。

8	安全統括責任者は、その職務を把握し、社員を 指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組み を積極的に行っているか。	0	安全統括責任者は代表取締役が兼務しており、運行管理部長、運行管理部員との報・連・相体制を密にしていると共に、運転士 社員とも適時に会談し、積極的な指揮・指導を行っている。
9	安全統括責任者は、適時において輸送の安全に 関する情報の収集に努めているか。	0	テレビ・新聞などメディアでの情報収集、 運管・運転士からの報告によるドライブレ コーダー映像の記録保存等により、情報収 集に努めている。
10	安全統括責任者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割を明確に定めているか。	0	運行管理部を中心に指示・管理体制を構築している。超勤削減に向けた改善については、人員採用の継続募集は基より、梅が丘・潮風などの市内路線の遅れの改善・見直しに努めているが、遅れは発生している。
11	安全統括責任者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割は周知しているか。	0	代表者兼務。運行管理部、業務部、バス事業統括本部、整備部門に適切に指示を行い、全社員への周知徹底を図っている。

# 2. 報告・連絡・相談・コミュニケーション体制

	自己点検チェックポイント	判定	特記事項
1	社内において、輸送の安全に関する定期的な話 し合いを行っているか。	0	安全衛生委員会を毎月開催。社員代表から の意見要望に対しては取組・改善の検討を 行い、その内容についての議事録を掲示し て、社員への周知を図っている。
2	代表者は、社員と直接話す機会を作り、安全に 関する指示・指導をしたり、社員から意見・要 望を聴いたりしているか。	0	社内において、各社員と直接話せる社内風 土を保っており、意見・要望の聴取、それ に対する指示・指導並びに意見や要望に対 する検討を行っている。
3	安全に関して運行部署、運行管理部署、整備担 当部署等を交えた横断的な話し合いを行ってい るか。	0	役席者会議等の定期的な会議は開催していないが、会議すべき方針や問題等に関しては各部署が横断的に都度、協議ができる社内体制としている。
4	乗客・旅客から輸送の安全に関する意見・要望を収集しているか。	0	安全を脅かす危険な運転等に対する苦情等については真摯に受け止め、ドライブレコーダー映像を確認しながら、改善すべき点についての改善指導、教育を図っている。また、定期券購入者や路線内自治会等から意見・要望等を積極的に収集することを図り、輸送の安全に影響を及ぼす意見・要望に対しては改善検討を行い、輸送の安全向上に取組んでいる。

## 3. 事故、ヒヤリハット等情報の収集と活用

	自己点検チェックポイント	判定	特記事項
	事故が発生した場合、代表者まで事故の情報が		運行管理規程第28条に定めている。対応マ
	現場から報告されるようになっているか。		ニュアルについては点呼室に紙媒体により
			備え置き、運転士への周知徹底を図ってい
			る。⇨事故当事者が即座に口頭報告し、事
1		$\circ$	故報告書を提出。運行管理部においてドラ
			イブレコーダーの映像等も確認し、発生原
			因等を分析、運行管理部管理者に報告。管理なり、関係を選択される。
			理者は個別に当事者への指導教育を行って
			いる。指導も含めたその記録と共に、代表
	<b>2011 1 本地の下2014 1 体ナヤン・ログレッ</b>		者に報告する体制を整えている。
	発生した事故の再発防止策を考え、実行してい		重大事故の発生が2件あり、該当の運転士に
	るか。		報告書の提出、運行管理者・代表者との面
			談を実施し再発防止に努めている。発生時のドライブレスのは、大俣友に整察しの思
			のドライブレコーダーを保存と警察への提出 出を行っている。軽微な、自身の不注意や
			相手過失による事故に関して、時系列報告
2		0	書に基づいて再発防止策を検討し、個別指
			導を行うと共に、大きな事故に繋がる怖れ
			のあったヒヤリハット事例についてはドラ
			イブレコーダーも検証し、全社員が映像視
			聴可能な形で再発防止への周知を図ってい
			いる。
	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用し		車内事故防止DVD、ヒヤリハット場面のド
3	ているか。		ラレコ映像等を、常時視聴可能な形で社内
J			考動コーナーで放映し、事故防止の啓発を
			図っている。
	他社の事故事例などを集め、自社の事故防止に		上記に加え、運行管理部、バス事業統括本
4	活用しているか。	$\circ$	部が点呼室に報道記事等を掲示することに
			よって、注意喚起を図っている。
	緊急通報・連絡先を少なくとも1年ごとに見直		事故発生時に対応してもらう保険会社が変
5	し、電話番号等に変更が無いかどうか確認をし	$\circ$	更された。周知は完了している。
	ているか。		
	1~5の実施状況を記録しているか。		事故報告、時系列報告、個別教育指導に関
			して記録保存。掲示周知に関しては閲覧確
6		$\circ$	認印を押印することで対応しており、全員
			の閲覧・周知を確認後、掲示物を綴込して
			いる。
	事故が発生した場合、行政監督に基づく必要な		過去事例について、適時、報告している。
7	報告を監督官庁にしているか。	$\circ$	今年度においては道路運送法における報告
			対象事故の発生は無し。

#### 4. 安全管理体制における取組

	自己点検チェックポイント	判定	特記事項
1	関係法令や会社規程を遵守して、安全運行しているか。	0	全車にドライブレコーダー、デジタルタコ グラフを装備済みで、運行日誌等での安全 運行に関するチェックが可能な体制を整え ている。運転データにより安全運転順位表 を月ごとに作成し、点呼室に公表。点数低 く、改善を要する運転士には運行管理部長 より個別指導にて注意を促している。
2	安全管理・運行管理に関する会社規程が適切に 管理されているか(必要な部署への配布・保 管、改廃手続きの適切な実施と表示)。	$\triangle$	PC内にていつでも閲覧可能な状態としている。運転士は閲覧ができないため工夫が必要である。
3	安全運行に必要な教育・訓練を定期的に実施しているか。	0	10月にドライブシミュレータを使って教育を実施、点数が低い運転士には再検査・運管部長より注意指導を行い、安全意識の向上を図っている。また、月ごとに新聞として教育資料を運管補助者が運転士に配布、面談教育を行っている。その記録を担当者が記録し、ファイルに保存をしている。
4	代表者や安全統括責任者、運行管理役席者等 は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関 する研修等に参加しているか。	0	代表者、運行管理部長、運行管理副課長、 バス事業統括部長がナスバ主催の研修に参 加済み。社員について外部の交通安全研修 等に適宜派遣。
5	3, 4の教育・訓練等の実施状況を記録しているか。	0	記録作成の上、代表者、常勤役員、管理 職、運行管理部社員に回覧している。

### 5. 見直しと改善

	自己点検チェックポイント	判定	特記事項
1	代表者は、少なくとも年に1回は、輸送の安全 確保に向けた取組状況(安全目標、安全目標達 成に向けた取組、安全管理の取組体制、情報の 伝達体制、事故防止策、教育・訓練等)を点検 し、問題があれば改善しているか。		令和元年6月にマネジメントを改定し、公表。改善取組み可能な水準で、今後も改善や見直しが必要と思われる点については協議を図っていき、安全体制の向上に努めていく予定である。
2	1の実施状況を記録しているか。		今年3月の取締役会で前期チェック結果の報告を上程。今後も安全体制の向上に努めていくことを報告。

※実施している場合は「判定」欄に○、実施していない場合は×を記入すること。なお、実施効果はあったが、○評価に疑問が残る場合は、△記入とし、特記事項欄に理由等を記載する。

※「特記事項」欄には、自社で行っている取組みの概要や取組みが困難な理由・問題、前回のチェック 時から改善した点などを記入すること。

「輸送の安全確保の状	況」の点検	の結果、判明した問題とその解決のため対応した状況
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況
安全目標の表記方法について		「自動車事故報告規則第2条に該当する事故」は、事故発生において監督省庁に報告を要する重大事故、「道路交通法第72条第1項に該当する交通事故」は、交通事故発生において、警察の現場検証を伴ったもので、警察、保険会社等が当社側に一部でも過失割合を判定した有責事故の件数を公表件数としている。「道路交通法第72条第1項」は、交通事故発生時における負傷者の救護を行い、道路上の危険を除去並びに、警察に報告する義務を定義した法令である。ただし、その事故が起きた起因と内容を明確にし現場検証・自賠責などのその後の対応も事故報告書に記入・提出をし保存を行い集計をする。表記案にある事故内容に該当するところにカウントする。(例:降車の際に扉を早く締めてしまい、お客様の腕を挟んでけがをさせてしまった。だと、(1)の人身事故と(2)の件数にカウントされる)
安全目標の達成状況について	_	(1) 自動車事故報告規則第2条に該当する事故総件数 ○○件 うち、同法に定義される人身事故件数 △件 うち、事故、故障等により、運行を停止した件数 □件 うち、運転士の健康並びに飲酒等に起因する事故 ※件 (2) 有責交通事故 (当社に責任があるもの) 総件数○○件 うち、交通安全運動期間中に発生した事故 △件 人身・接触・車内事故合計13件のうち、当社過失の重大事故が2件で、人身と対物に1件ずつある。そして、相手方100% 過失の「もらい事故」は8件発生し、転倒・扉開閉の事故は3件発生している。ただ、不注意による車庫敷地内での器物接触、「だろう運転」による道路縁石等への接触など、車両に傷が着く程度での単独接触事故が前年の38件を上回る41件発生しており、大きな事故に繋がりかねない。また、重大事故防止、危険予知意識の向上と「かもしれない運転」の認識徹底は、安全教育の更なる強化が必要である。

発生した事故の再発防止策の	_	再発防止に対する取組みについて、運行管理においては、そ
検討、及び実行について		の発生原因の分析から指導に至るまでの教育が体制整備され
		ているが、同じ人間が同じミスを繰り返し起こしているケー
		スが散見される面で、一部の運転士には、会社の意図する目
		的や改善意識の伝わり方が薄いと見受けられるところが感じ
		られる。「安全確保という重要任務を持った仕事である」、
		「事故は起こしてからでは遅い」、「つい、うっかりは軽微
		なミスで済んだ言い訳でしかなく、反省と意識改善が無けれ
		ば大きな事故に繋がる」ということを、社員全員が認識徹底
		する風土造りに継続して努力いただきたい。
まとめ		代表者を中心として、掲示板・教育資料の配布などを実施
		し、運転士と情報共有を行っている。しかし、今年度は有責
		事故の増加、更に人身と衝突という形で重大事故が2件発生し
		た。来年度以降は、重大事故再発防止・有責事故の減少を目
		指し、安全意識の改善に努めていきたい。
		特に、接触事故を含む繰り返し同じ事故を起こす運転士に
		は、より意識を向けなければならない。

報告者

: バス事業統括本部 髙石 一真

受領者

2021年1月31日 代表取締役兼 安全統括責任者

上田 純史